

町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告掲載基準

町田市ダンススポーツ連盟 ホームページ運用部

2021年5月20日 作成

(趣旨)

第1条 この基準は、町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告掲載要綱に基づき、町田市ダンススポーツ連盟（以下「連盟」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 バナー広告掲載位置、枠数、規格及び掲載料金は、連盟理事長が指定する。

2 連盟は、連盟ホームページのレイアウト変更などにより、広告掲載位置を変更することができる。

(広告の掲載期間)

第3条 バナー広告を掲載する期間は1年単位とする。

2 掲載は、原則として該当年度最初の日の午後5時までに開始し、年度最後の日の午後5時までに終了する。

3 連続して掲載する場合は、年度を超えての申し込みを認めるものとする。

(広告の表示内容)

第4条 バナー広告のデザイン、内容、色彩等は、ホームページのイメージを損なうことのないよう留意するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくすること

(2) 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行うこと

(禁止する表現)

第5条 次に掲げる表現は、禁止する。

(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現

(2) アラートマーク（警告表示）を模した表現

(3) テキストボックスを模した表現

(4) プルダウンメニューを模した表現

(5) 連盟の実施する事業名に類似した表現又は連盟が推奨するかのような印象を与える表現

(6) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告掲載希望者の募集)

第6条 バナー広告掲載希望者の募集は、連盟ホームページに掲載して公募するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 バナー広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して30日前までに、連盟ホームページバナー広告申込書(様式第1号)を連盟に提出しなければならない。ただし、広告の掲載開始希望日の30日前を過ぎても、掲載枠に空きのある場合は、この限りではない。

(広告掲載の決定)

第8条 連盟理事長は、前条の規定により申し込みがあった場合、その掲載の可否を、連盟ホームページバナー広告掲載要綱(以下「連盟掲載要綱」という。)第3条の規定に基づき決定し、連盟ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、バナー広告掲載を希望する者へ通知するものとする。

2 連盟理事長は、枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合、公共性、地域性の高いものを優先して選定することができる。

(広告の提出)

第9条 広告掲載決定通知を受けたもの(以下「広告主」という。)は、その責任及び負担において作成した広告の原稿及び電子データを、掲載開始日から起算して7日前までに、連盟に提出しなければならない。

2 連盟は、提出されたバナー広告案の内容が第4条及び第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、バナー広告掲載料を連盟が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 連盟理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消しすることができる。

(1) 連盟掲載要綱第3条の規定に反すると判断したとき

(2) その他、バナー広告を掲載することが適切でないと連盟が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、連盟ホームページバナー広告取下書(様式第3号)により連盟理事長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 第11条に規定する広告掲載を取り消した場合又は、第12条に規定する広告掲載を取り下げた場合、その他いかなる場合においても納付済みの広告料は返還しないものとする。

(広告の変更)

第14条 広告主は、半年単位で当該バナー広告の内容を変更することができる。

2 広告主が前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して30日前までに、広告の原稿及び電子データを、連盟に提出しなけれ

ばならない。ただし、変更内容が軽微な場合はこの限りではない。

(リンク先の変更)

第15条 広告主が、リンク先のURLを変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、連盟に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する